

指定申請にかかるスケジュール

1 本市との事前協議

- ・ 不備にかかる補正期間を考慮して面談を行ってください。予約なく来庁されましても対応できませんので、ご注意ください。



2 着工 (新築・増改築の場合のみ)

- ・ 必ず大阪市と協議が完了したことを確認してから着工してください。
- ・ 建築確認申請を行う場合は、調査報告書に高齢施設課の経由印が必要です。



3 指定申請

- ・ 申請期限は指定を受ける月(各月1日のみ)の前々月末までです。
- ・ 不備にかかる補正期間を見込んで余裕をもって必ず面談予約を行ってください。予約なく来庁されましても対応できませんので、ご注意ください。



4 竣工検査・現地確認

指定を受ける前月の概ね1週目に行います。(外構も含め建物が竣工しており、ナースコールが稼働し、必要な家具が搬入されているなど、入居者の処遇が確認できる状態で検査を受ける必要があります。)



7 指定時研修



8 指定

各月1日